別記1

導入対象者選定基準

小野町

小野町畜産特別導入事業の導入対象者の選定は、導入貸付申込者の畜産経営計画書を次の事項を基準として審査の上行うものとする。

1　農業労働力

(1)　農業従事者(導入対象者)は、小野町畜産特別導入事業基金条例施行規則の第3条の要件を満たす者で、肉用繁殖牛を継続して飼養する意欲のあるものとする。

(2)　経験年数は特に問わないものとするが、新規参入の場合にあっては肉用繁殖雌牛の飼養管理技術等からみて今後継続的に肉用繁殖雌牛の飼養が可能な者とする。

2　経営農用地等面積

(1)　飼料供給地面積の現在及び計画の繁殖雌牛1頭当たりの面積が原則としておおむね6アール以上であること。

(2)　飼料作物、野草、未利用資源の積極的な活用が図られるものであること。

3　施設

飼養計画の現在及び計画時における肉用繁殖雌牛の飼養頭数が収容可能な繁殖牛舎等が確保されていること、または確保される見込みがあること。

4　飼養計画

(1)　肉用繁殖雌牛の飼養計画頭数は、導入前(申請時)と比較して維持又は拡大が図られているものであること。

(2)　導入対象者の導入頭数は導入対象者の飼養技術、労働力、飼養基盤等を勘案し、合理的な飼養が可能な頭数であること。